

○内閣府事務次官 内閣府事務次官の田和でございます。

皆様、本日は大変御多用の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから「第33次地方制度調査会」の第1回総会を開催いたします。

本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、ウェブ会議を併用する形で開催することといたしております。

委員の紹介でございますが、略式ながら、お手元の名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

まず、会長及び副会長の互選をお願いしたいと存じます。

慣例によりまして、私から仮議長を御指名し、仮議長のもとで会長及び副会長の互選を進めたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○内閣府事務次官 御異議がないようでございますので、全国町村議会議長会会長の南雲委員に仮議長をお願いいたします。

南雲委員、よろしくをお願いいたします。

○仮議長（南雲委員） 全国町村議会議長会の南雲でございます。

御指名がございましたので、会長、副会長の互選までの間、仮議長を務めさせていただきます。

ただいまから、会長及び副会長の互選をお願いしたいと思います。会長、副会長について御意見がございましたら、お願いいたします。

谷委員、どうぞお願いします。

○谷委員 会長は、住友林業株式会社代表取締役会長の市川委員をお願いしてはどうかと存じます。また、副会長は、駒澤大学教授の大山委員をお願いしてはどうかと存じます。

○仮議長（南雲委員） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

ただいま谷委員から、会長に市川委員、副会長に大山委員を推薦する旨の御意見がございました。

御兩名に会長、副会長に御就任いただくことについて、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○仮議長（南雲委員） それでは、御異議がないようでございますので、委員の互選によりまして、会長に市川委員、副会長に大山委員に、それぞれ御就任いただくことに決定いたしました。

それでは、議事進行を新会長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

○市川会長 ただいま第33次地方制度調査会の会長の大役を仰せつかりました住友林業の市川でございます。大変光栄に存じます。

私は、第32次地方制度調査会の会長として、全ての会議に出席いたしまして、そのとき

は、2040年頃から逆算して顕在化してくる様々な課題に対して、どういう観点で対応するのかということの色々と御議論いただきました。必要な地方行政体制のあり方の議論に深く関わらせていただいたと思っております。

その後、政府におきましては、御存じのとおり地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定される等、一定の成果を得ることができたと考えております。

本日、総理から諮問を受けることとなりますが、皆様の御協力をいただき、今次の地方制度調査会においても、充実した審議ができるように運営してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。(拍手)

ありがとうございます。

それでは、続きまして大山副会長からも一言お願いいたします。

○大山副会長 副会長を務めることになりました駒澤大学の大山でございます。よろしく願いいたします。

現在、コロナ禍で、国も自治体も大変な状況だと思えますけれども、今回の調査会の審議を通じまして、将来にわたって豊かさや安心を実感できるような地域社会をつくっていければと思っておりますので、国と地方の関係等々、地方制度のあり方について幅広い議論ができればと思っております。

私も会長と同様、前回に引き続きということになりますけれども、市川会長を補佐しながら、副会長の職務を務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いいたします。(拍手)

○市川会長 それでは、間もなく岸田総理大臣がお見えになりますので、しばらくの間、お待ちいただきますようお願いいたします。

(松野官房長官、金子総務大臣、官房副長官入室)

(カメラ入室)

(岸田内閣総理大臣入室)

○市川会長 岸田総理大臣、松野官房長官、金子総務大臣をはじめ、御多忙中にもかかわらず御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、岸田内閣総理大臣より御挨拶をお願いしたいと存じます。

○岸田総理大臣 第33次地方制度調査会が発足するに際し、御出席の皆様には委員をお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。今後2年間、格別の御尽力をお願いいたします。

岸田内閣では、新型コロナ対応に最優先で取り組むとともに、新しい資本主義の実現に向け、デジタル田園都市国家構想を推進しております。新型コロナへの対応、デジタル化への対応は、我が国の最重要課題であり、これらに関連する地方制度のあり方について、幅広い観点からの議論が必要であると考えております。

第1に、新型コロナ対応については、例えば、国・都道府県・市町村の間の連携等を巡って課題も指摘されており、感染症法など個別法の対応が必要な制度改正等について、関

係府省において検討を進めております。これも踏まえた上で、さらに、コロナ後を見据えたあるべき基本的な国と地方の関係等を議論する時期に来ていると考えております。

第2に、新型コロナを通じて、距離等の壁を超え、人や組織、地域がデジタル技術を活用してつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識されました。こうした中、地方行政のあり方もデジタルを前提としたものへと変革していくことが求められます。

これらの観点から、今次の地方制度調査会においては、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展や今般の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、コロナ後の経済社会に的確に対応した地方制度のあり方について、幅広く御審議いただきたいと考えております。

委員の皆様方の活発な御議論と具体的な提言を御期待申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、岸田内閣総理大臣から、当調査会に対する諮問文の手交をお願いいたします。

○岸田総理大臣

地方制度調査会会長殿

内閣総理大臣 岸田文雄

地方制度調査会設置法第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮 問

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

(岸田内閣総理大臣から市川会長へ諮問文手交)

○市川会長 ありがとうございます。

ここで、岸田総理大臣は公務のために御退席されます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

○岸田総理大臣 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(岸田内閣総理大臣、松野官房長官、官房副長官退室)

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、金子総務大臣より御挨拶をお願いしたいと存じます。

○金子総務大臣 総務大臣の金子恭之でございます。

市川会長、大山副会長をはじめ、委員の皆様方には、公私ともに御多用のところ御出席をいただき、心より感謝申し上げます。

第33次地方制度調査会の発足にあたり、ただいま岸田総理より、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展や新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と自治体及び自治体相互間の関係などについて諮問がありました。

今般の感染症対応を巡っては、地域の実情を踏まえた、自治体の創意工夫による対応策が、国や他の地域に取り入れられる一方で、国と地方、あるいは自治体間の関係のあり方や、役割分担を巡る課題も指摘されております。

また、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション、いわゆるデジタル変革が進展する中で、地方行政のあり方についても、デジタル化と地方自治の調和を図りつつ、デジタルを前提としたものへと変革していくことが求められております。

このように、社会全体のデジタル変革を加速させ、活力ある地方を創るとともに、感染症等への対応を推進し、次なる時代に向けた持続可能な社会基盤を確保していくことが重要でございます。

この調査会は、地方自治の発展につながる議論が行われる大変重要な場でございます。諮問事項について精力的に御議論いただき、答申として取りまとめていただくようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

よろしく願い申し上げます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、ここで報道の皆様にはカメラの御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○市川会長 それでは、引き続いて総務大臣との懇談に入りたいと思います。総理からの諮問事項につきましては、配付資料としてお配りしておりますので、資料を御確認ください。

時間が限られておりますが、この際ですから委員の方から、先ほど総理大臣から今次調査会に対していただいた諮問事項に関する御見解や、地方制度に関する御提言などについて御発言いただき、最後に金子総務大臣から御発言いただくようにしたいと思います。

御発言のある方は挙手をお願いいたします。それから、ウェブで参加の方は発言の手を挙げていただきたいと思います。

それでは、江崎委員、お願いいたします。

○江崎委員 江崎でございます。第32次に続いて委員をさせていただいています。

前回も少しお話をさせていただいたと思うのですが、本調査会の議論のあり方について少し意見をさせていただきます。

日本国憲法第92条に地方自治の本旨が明記されて70年以上が経過しています。昭和22年

には地方自治法が制定されて、御承知のとおり第1条には、地方自治の本旨に基づいて、国と地方公共団体間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とすると書かれております。この法律ができてから、もう既に70年以上がたっているのは御承知のとおりです。

しかし、私としては現在においてもなお、住民自治と団体自治の考え方はあるのですが、憲法が記す地方自治の本旨が明確化されたとはいえないのではないかと考えています。当然、地方自治法がいう国と地方公共団体との基本的関係の確立も実態としては不明確であり、財政的にも地方公共団体の健全な発達が保障されているとはいえないと思います。

地方自治の本旨を巡る議論の未成熟は、今回の新型コロナウイルス対策における様々な混乱の一因となっているといえないでしょうか。気候変動のような地球規模で課題解決すべき事象が数多くあります。2050年までのゼロエミッションの達成に向けても、都市集中型の政策でよいのか、当然議論があるところです。

既に、世界では市民参加で地域を動かすミュニシパリズム、自治体主義の動きも活発化してきております。明治以降の中央集権的地方自治制度から、地方自治の本旨を明確化し、近代的な21世紀の地方自治制度のあり方の議論こそが、本調査会の責任ではないかと考えます。

我が国の地方自治は、基礎自治体が国の政策をフルスペックで請け負うという特殊性があります。その割には職員が極めて少なく、財政の自律性が乏しいというのも特徴ではないでしょうか。

数多くの震災、コロナのパンデミックを経験し、気候変動等の課題に直面する今こそ、個別政策課題の議論を超えて、地方自治の本旨とは何かの議論を進め、国の責任で対応すべき分野、国が関与すべきでない分野などの議論、あるいは、恐らく、いや、既に限界に達しているともいえる地方財政計画や地方交付税制度のあり方など、デジタル・トランスフォーメーションやポストコロナの経済社会等々の議論と併せて、その議論をまずやるべきではないかというのが私の思いであります。

国の統治に直結する議論こそ、本調査会で是非行っていただきたいということを申し述べて、発言を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○市川会長 江崎委員、ありがとうございました。

ほかに御発言を御希望の方、挙手をお願いいたします。

それでは、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 全国都道府県議会議長会会長の秋田県議会議長、柴田正敏でございます。

私からは、第32次地方制度調査会において、今後とも幅広く検討を進めていく必要があると答申をされた地方議会について発言をさせていただきます。

地方議会は、地方分権改革の推進に伴い、人口減少社会への対応等、地方公共団体の多

様化する行政課題に対応するための意思を決定する重要な役割を果たしております。特に危機管理が重要となるコロナ禍においては多くの臨時会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立などに係る難しい意思決定も行ってまいりました。また、オンラインによる委員会を開催するための条例整備など、民主主義のデジタル化への取組も加速させております。

こうした実態がある一方、地方議会については、地方自治法上、「議会を置く」としか規定されておられません。都道府県、市及び町村の三議長会は、団体の意思決定機関としての議会の位置付け、議員の職務等を地方自治法に明確に規定することにより、議会、議員の責任が明確化され、議会、議員の重要な役割について国民から理解を得る契機となり、女性や若者等多様な人材の議会への政治参画につながるものと考えております。

このため、本会では、一昨日、この地方制度調査会発足に先立ち、この地方自治法改正や立候補に伴う企業による休暇の保障等、立候補環境の改善のための法整備などを求める決議を決定しました。

また、三議長会では、昨年末、国民の方々3,000人以上を対象に地方議会に関するアンケート調査を実施したところ、議会が団体の意思決定を行っていることや議員の職務等を法律上明確化すべきとする意見は約6割にのぼりました。こうした声も踏まえ、1年後に迫る令和5年の統一地方選挙までに、地方議会の団体意思決定機関としての位置付け、議員の職務等を明確に規定する地方自治法の改正を実現していただきたいと思っておりますので、この地方制度調査会において早急に審議を進めていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 全国市議会議長会の会長を務めております神奈川県横浜市会議長の清水でございます。私から、簡潔に3点申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。地域の実情に応じた柔軟かつ機動的な感染症対策が実施できるように、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事の権限については、十分な検証を行った上で、指定都市、中核市、保健所設置市が要請する場合には、財源と併せて移譲を可能にするなど、適正な役割分担を踏まえた制度設計について御検討いただきたいと思っております。

次に、大都市制度のあり方についてであります。道府県から指定都市への権限・財源の移譲を積極的に進めるとともに、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現について御検討いただきたいと思っております。

最後に、活力ある地方議会の創出についてであります。若者や女性、会社員など、多様な人材の市議会への参画を促進するため、地方議会の位置付けや議員の職務を法律上明確化するとともに、立候補に伴う企業等による休暇の保障など、労働法制の見直しについて御検討いただきたいと思っております。

専門小委員会において前倒しで重点的に審議を進め、1年余と迫っている令和5年の統一地方選挙までに地方自治法の改正等が実現できるように、特段の御配慮をお願いいたします。この点に関して、去る11日付けで本会としての緊急決議を採択いたしましたので、後ほど事務局に提出したいと思っております。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、平井委員、お願いいたします。

○平井委員 本日は、金子総務大臣、また、岸田総理、松野官房長官の御臨席を仰ぎ、市川会長、大山副会長、山本先生はじめ有識者の皆様、議会の皆様、一緒にこのようなお話をさせていただく機会を本当にありがとうございます。

第33次の地方制度調査会に我々地方六団体としても一生懸命参画をさせていただき、実りの多い、総理の諮問にお応えできる、そういう内容づくりに我々も励んでまいりたいと思っております。

そのような認識のもとに、何点かだけ申し上げたいと思っております。

まず、総理のほうから2つ問題意識がございました。その一つ一つを申し上げれば、1つはやはりコロナのことであったと思っております。このコロナにつきましては、今、清水会長のお話もございましたけれども、色々なドラマがございまして、これについては国、都道府県、市町村、それぞれがどのような役割分担をし、また、重要なのはどのようなパートナーシップを組むかということではないかと思っております。今までの分断的なそれぞれの階層別の話だけではなくて、むしろ協調していくようなやり方があるのではないかと考えております。

金子総務大臣は今、ワクチンのことで大変重荷を背負っておられるわけですが、我々も、やはりワクチンの接種を前に進めていきたい。3回目を打てばオミクロンに対する効果が出るということでありますので、特に医療クラスターを起さない医療従事者であるとか、それから高齢者、重症化しやすいところ、こういうところをやってほしいということになります。

ところが、それについての権限がそれぞれ分かれております。ただ、密接につながっているのです。あえて申し上げれば、この2年間は私たち地方側にとりまして、国との関係が見えた2年間でもあったと思っております。折に触れて意見交換をさせていただいたり、地方側の意見を酌んでいただきながら、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの運用も進めていただいたことは事実であります。

ただ、例えば情報共有、今回のオミクロン株でありますけれども、そうしたコロナの状況は県境とか市町村境は関係ないわけです。一市町村の区域の中だけで解決できないわけです。都道府県の中であればまだ解決ができますが、実は広域的に動いております。今はもうホットスポットが恐らく大都市部にある。この大都市部から供給されたものが地方に飛んでいきまして、今や全国にその感染が広がっているということになります。ですから、

国、都道府県、市町村、それぞれが情報共有をする仕組みがあつていいですし、ここがSOSを出せば、それに対して対応できるような仕組みがあつていい。そういう意味で、感染症対策の危機管理庁というのは総理の御炯眼ではないかと思ひます。この際、危機管理のことを一つ主軸にしなが、都道府県や市町村、そして国との関係というものをもう一度組み直すことは、少なくとも時限的、緊急時対応としてはあり得るのではないかと思ひます。

ただ、色々と議論があるところでありますので、ぜひ様々な議論をこれから2年間積み重ねていきまして、コンセンサスをつくっていければよいのではないかと考えております。

また、総理がおっしゃっておられたデジタルの問題であります、デジタル田園都市国家構想として、これを進めていくことはこれからの地方創生にも非常に重要な効果を与えらると思ひます。ただ、デジタルというのは間違えますと一極集中になりかねません。システムづくりもされておられますが、正直申し上げて今、システムはそれぞれの自治体でつくっているわけであります。これを1つにまとめることと、自治体がやっていることとの整合性をこれからどのようにつけていくのか。また、マイナンバーをどのように生かしていくのか。こうしたことで新しい行政の姿をつくっていかなければいけないところであります。

そのデジタルが各地域に備わってくることになれば、総理がかねておっしゃっておられるように、例えば医療や産業政策は大いに前進すると思ひますし、地方創生に役立つのではないかと思ひます。そういうデジタル田園都市国家構想を進めていく議論は、実は地方のあり方にも直結するのだと考えているところであります。

そういう意味で、デジタルだと集権に向かうところでありますが、これをどのようにそれぞれの分権的な考え方と調和させていくのか。それは恐らく地方の姿も変わってくると思ひます。

市川会長にもかねて申し上げますが、鳥取県ですと、例えば除雪は町のほうに委ねてやってもら。県道のことも、国道のことも、そうすると全部一発で終わるわけです。そのお金を県が支援してあげる。当然出す。それから人材育成もする。このようなことで、新しい行政の姿というのがあるのだと思ひます。単なる3層制であるばかりではなくて、デジタルということも考えながら、そこが調和的に役割を果たしていく新しい姿ができないものかと思ひます。

「水打てば御城下町のほひかな」と芥川龍之介が詠んでおられます。それぞれ健康のため、町のために水を打っていく。こうやって人々が力を合わせることで、それぞれの地域の姿が日本の中で形成されてきました。

先ほど柴田会長とも申し上げていたのですが、東京に出てくると何でこんなに晴れているのだと。私なんかは雪で今日は飛行機が飛んでいないわけです。雪のところと晴れのところがあるときに、全部画一的に晴れの行政だけでできるはずがないのです。つまり、地方のワンピースワンピースが大事である。このことを是非考えていただきながら、進めていただければと思ひます。



よろしくお願ひ申し上げます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、南雲委員、お願ひいたします。

○南雲委員 全国町村議会議長会の会長を務めております新潟県湯沢町、雪国・越後湯沢の議会議長の南雲でございます。私からは3点申し上げます。

1点目は、今回の新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題への対応であります。国と地方の役割分担についての検証や検討に当たりましては、町村の意見や実態を十分に踏まえ、町村にしわ寄せがなく、現場に合った改善をお願ひしたいと思います。

2点目は、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展への対応であります。町村行政のデジタル化については、財源の確保や専門人材の確保・育成が課題となっていますので、町村の意見を十分に踏まえ、地方議会のデジタル化を含め、議論を深めていただきますようお願ひいたします。

最後に3点目は、地方議会の問題であります。議会・議員の役割を住民に十分理解していただくとともに、女性や若者など多様な人材の議会への参画につなげるため、議会の位置付けや議員の職務について、法律上明確化をお願ひいたします。

また、議員のなり手不足解消のため、立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するために必要となる法改正を行うとともに、月21万円という低額な町村議員の報酬の改善に向け、地方財政措置の充実等の環境整備をお願ひいたします。

なお、議員報酬につきましては、その見直しに当たっての考え方を整理し、来月、報告書をまとめる予定であります。改善に向けた環境整備を当会においても進めてまいります。

申し上げた事項は、先日当会において決議しておりますけれども、地方議会の位置付けや議員の職務の法律上の明確化、立候補に伴う企業等による休暇保障については、本調査会において早急に御審議をいただき、令和5年の統一地方選挙までの制度改正を是非お願ひいたします。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、立谷議員、お願ひいたします。

○立谷委員 市長会のほうから何点か。

まず、現在のオミクロン株のパンデミックに対して、喫緊で必要なのは療養ホテルなのです。この療養ホテルをどうやって確保していくかというのは非常に大きなポイントになってきます。その際、都道府県と基礎自治体が連携して確保するような取組も必要だと思いますが、療養ホテル設置について特段の御支援をお願ひしたい。

それから、先ほどの清水委員の意見とも若干関連してくるのですが、新型コロナ感染症患者に関する情報の自治体間の情報格差が甚だしいのです。例えば自分の市にどういった患者がいるのか全く分からないと、学校の休校に対する判断がなかなかできないです。ということで、おととしの4月に厚労省に要望し、できるだけ情報を提供するようにという通

知が出たのですが、現実的にはなかなかそうになっていないところも多く、改善してもらいたいという声が市長会から多く出ております。

次に、これは金子大臣に色々やっていただいていますけれども、ワクチンの問題です。昨日だと思いますが、ファイザーのワクチンが3月までに約3700万回、モデルナが4月までに約4700万回分の供給計画が発表されているのですが、モデルナの方が多いのです。ところが、住民の希望はファイザーの方が多いのです。このギャップをどうするかという問題があるのです。

1つは、ファイザーの供給計画を早期に出していただきたい。そうでないと、我々基礎自治体として接種計画を組みづらいので、お願いしたい。

もう一つ、5歳から11歳のワクチン接種について、3月からという話も出てきていますが、相馬市の場合、3月の春休みとゴールデンウィークで接種を進めたいと思っています。ですが、このワクチンの保障がないのです。さきほど申し上げた3700万回分のファイザーのワクチンをこれに充てるというのは不可能だと思います。一般向け及び小児用ワクチンの供給と供給計画の早期情報提供を同時にやっていただきたい。

それから、デジタル田園都市国家構想について、我々市長会が以前から主張してまいりましたけれども、行政システムの標準化をしていただきたい。これは順調に進んでいると思うのですが、我々市町村のデジタル化の一つの基本になってまいりますから、積極的に進めていただきたい。

もう一つ、この際発言させていただきます。県の総合防災訓練というものが来年度は相馬市で実施予定なのですが、なぜか対策本部長は県知事になるのです。私は、その地域の災害の責任者は、その自治体の長だと考えますので、本部長はその自治体の長になるべきだと考えるのです。このことに関して、1度検討してもらいたいと思います。

それから、相馬市で問題なのですが、議員の立候補者が少ないのです。これは色々なところから議論が出ていると思うのですが、この件についてはぜひ皆で考えていただきたい。相馬市の人口ですらそうですから、町村になってくるともっと大変だと思います。

私からは以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 全国町村会長の熊本県嘉島町長の荒木でございます。

昨年来の現場での経験も踏まえて、申し上げさせていただきます。

まず、コロナ対策でございますが、希望する全国民への迅速なワクチン接種という目標に向かって、国・地方一丸となって取り組み、特に医療資源に乏しい町村では、都道府県や国の支援、他の自治体との連携・協力なども活用し、頑張っております。

また、現在取り組む行政のデジタル化では、情報システムの標準化・共通化や、マイナンバーのように国が旗を振り関与していただくことで全国的に早期に整備・利活用が進むものと理解しております。

デジタルインフラなどのネットワーク基盤の整備では、我々町村部も含め、国民へのユニバーサルなサービスを提供する共通基盤として、国が責任を持って整備を加速することがますます重要となってまいります。

このように、明確な目標に向かって、国と地方がお互いに一定の役割分担に応じたリーダーシップを発揮することは大変重要になりますので、これまでの課題や教訓を踏まえ、今後のよりよい行政対応につながるために検討いただきたいと思っております。

一方、今申し上げた事例は、非常時や危機管理の対応であったり、早期の対応を求められるものであり、一般的な制度化はなじむのか、どのような場合に制度化が有効なのかといったことがあります。さらに、現場ならではの課題解決への柔軟なアプローチや、地域の実情に応じた創意工夫が制度化によって消えてしまったり、現場自治体が人や財政面での負担を背負わされることも問題です。

今後の審議、検討においては、我々現場の実態や意見を聞く機会を節目節目で丁寧につくっていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 日本維新の会の衆議院議員、馬場伸幸でございます。

歴史と伝統あるこの地方制度調査会に参加させていただくことに、心から感謝を申し上げたいと思っております。

私の方からは、重複する部分もありますが、重要な点を申し上げておきたいと思っております。

先ほどからデジタルという話があります。国民側から見ると、地方自治体から見てもそうではけれども、デジタルを推進していくためのインフラ整備が国の責任においてなかなか進んでいない。もっと加速化をさせてインフラ整備を進めていくべきだと思います。

あわせて、コロナの色々な補助金、給付金で問題が露呈しましたように、マイナンバーカードの交付、マイナンバー制度のさらなる充実といったものも、何年か前に比べると国のほうでも非常に色々な方法を考えて取り組んでいただいておりますけれども、さらに力を入れていただきたいと思っております。

そして、20年ぐらい前にはやり言葉のようになりました地方分権です。今は地方分権という言葉が全く使われなくなりました。今回のコロナの件で、私は地域住民の皆さん方、自分たちの街の市町村長さん、また都道府県知事といった政治家がどういう仕事をしているのか、どういう選択をさせていただいているのかということをよく気をつけて見るようになったと思っております。

ただ、今日は現場の代表者の方がお見えになっておりますけれども、現場の皆様方にお伺いすると、コロナ感染症が発症した当時は、全く武器を渡されずに現場で戦えというような状況であったわけでございまして、もう言い古されていますけれども、財源・権限・人間というものを地方にどんどん渡していく。これはお題目のように言われてきましたが、

なかなか本当の意味でそういったことは進んでいません。例えば国の出先機関を集約して、今、広域連合というものもございますから、こういったところに移管していく、都道府県が連携する形で、そういった国の出先機関と協調した仕事ができるような体制をつくるのか、そういうものが肝要だと思います。

また、先ほど御発言がありましたが、地方自治体のあり方、憲法においては第92条、第93条、第94条、第95条と、4つの条目に記されているわけですが、地方自治体側から見ると、非常に軽んじられているような思いがあると思います。地方自治体という言葉は、この憲法の中では出てきません。地方公共団体、団体という扱いでの憲法での位置付けとなっていますので、私は、そういった部分にもこの地方制度調査会で鋭くメスを入れていただいて、それこそ憲法改正項目の発議を調査会の答申で書いていただけるぐらい思い切ったことを是非お考えいただければと思います。

構造的な抜本改革をするためには色々な法律も必要ですから、憲法での位置付けを変えて、例えば首都法、副首都法というものをつくって、上手に権限を移譲させていくような仕掛けも必要だと思います。

いずれにしても、明治維新直後に行われました廃藩置県から今年で151年目です。この大きな枠組みは151年間全く変わっていないということですから、地方自治のあり方、組織、仕組み、権限、財源、人間といった抜本的な基礎的な部分での議論を是非お願い申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、特にこれ以上ございませんでしたら、時間も迫っておりますので、最後に金子総務大臣から御発言をいただきたいと思います。

○金子総務大臣 今日第1回目の総会ということで、地方六団体の会長でございます平井委員、柴田委員、立谷委員、清水委員、荒木委員、南雲委員、そして江崎委員、馬場委員から非常に貴重な御意見を賜りまして、大変ありがとうございます。いずれも、デジタル変革の進展、あるいは感染症対応で直面した課題等を踏まえつつ、地方自治への深い思いからいただいたものと真摯に受け止めております。まさにこの地方制度調査会で議論していただくことになるわけでございます。

その中で、コロナ禍でワクチンの問題がございました。それぞれ皆さん御苦労いただいて、速やかにワクチン接種を進めるということが皆さん方の強い思いでありますし、それをしっかりやるためにも、情報発信をすとか、療養ホテルへの支援とか、自治体間の情報格差とか、ファイザー・モデルナの供給とか、それぞれお話がございました。このことについてはしっかり政府の中で受け止めさせていただきたいと思っておりますし、地方議会の位置付けや報酬など、これまでずっとお話を伺いつつ、まさにこの地方制度調査会でしっかり議論していただきたいということを申し上げてきたわけでございます。

今後の具体的な審議事項や審議の進め方等については、総理からの諮問事項と今後の議論を踏まえ、本調査会において決定するものと承知しておりますが、私としましては、本日の懇談も踏まえ、今後の調査会において議論を深めていただくことを期待しております。

委員の皆様におかれましては、2年間大変お世話になりますが、今後の地方制度のあり方について幅広く御議論いただきますように重ねてお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございました。

様々な御発言をいただきましたが、本日の金子総務大臣との意見交換はこれで締めさせていたきたいと思えます。

ここで、金子総務大臣は公務のために御退席されます。

お忙しいところ、本当にありがとうございました。

(金子総務大臣退室)

○市川会長 次に、本日、総理から諮問をいただきました件について、今後の審議についてお諮りいたします。

従前から、地方制度調査会では専門小委員会を設置して専門的に議論を行い、ある程度審議が進みますと、その段階で総会に御報告いただき、御意見を賜って、また審議するというやり方をしてまいりました。

今、皆様からの様々な御意見もいただきましたけれども、今回も専門小委員会を設置して議論を進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、専門小委員会を設置して審議を進めることといたします。

専門小委員会のメンバーにつきましては、これまでは会長から指名させていただいておりましたけれども、今回もそういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、私から指名させていただきます。

専門小委員会の委員になっていただく方は、前例もありますとおり、お手元の委員名簿の学識経験者の委員18名の方とさせていただきます。お忙しいとは存じますけれども、専門小委員の皆様には御出席を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

また、専門小委員会の委員長につきましても、今まで会長から指名させていただいておられますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 それでは、私から、山本委員に小委員会の委員長をお願いしたいと思います。

山本小委員長より一言お願ひいたします。

○山本委員 ただいま専門小委員長を仰せつかりました東京大学の山本です。

専門小委員会におきましては、先ほど総理から諮問をいただいた事項につきまして、本日、皆様からいただいた御意見も踏まえまして、丁寧に調査、審議をしてみたいと思います。どうか今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○市川会長 ありがとうございます。

次に、運営委員会の設置についてお諮りしたいと存じます。

従前から、調査会総会の運営につきまして御相談を願う機関として運営委員会を設置することとしております。このたびもそういう形で運営委員会を設置するということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 それでは、御異議がないようですので、運営委員会を設置することといたします。

また、運営委員会のメンバーにつきましても、前例により会長から指名させていただいておりますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 御異議がないということでございますので、私から指名させていただきます。

運営委員会の委員には、伊藤委員、大山委員、岡崎委員、谷口委員、平井委員、立谷委員、荒木委員、以上7名の方にお願ひしたいと思います。

なお、運営委員長は副会長の大山委員にお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、大山委員に運営委員長をお願いします。

最後に、議事の公開についてでございます。

本日の会議は、過去の地方制度調査会と同様に公開で行っておりますが、今後も総会については、原則として公開することとしたいと存じます。

また、その場合、内閣府・総務省の記者クラブに所属する報道機関が傍聴できるとし、議事録は発言者の名前入りで、ホームページなどを通じて公表したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 それでは、皆さん御異議がないということですので、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日第1回で予定しておりました総会の審議事項は全て終了いたしました。

なお、今後の日程につきましては、改めて事務局より御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして本日の総会を終了いたします。本日はどうもありがとうございます。

ございました。